

独占禁止懇話会第 191 回会合議事録

1. 日時 平成 24 年 3 月 13 日（月）14：00～16：00

2. 場所 公正取引委員会大会議室

3. 出席者

【会員】伊藤会長，石井会員，井手会員，内田会員，及川会員，加嶋会員，川濱会員，神田会員，岸井会員，児玉会員，斎藤会員，坂本会員，佐野会員，高橋会員，野原会員，舟田会員，三村会員，村上会員

【公正取引委員会】竹島委員長，神垣委員，濱田委員，細川委員，小田切委員

【公正取引委員会事務総局】山本事務総長，南部官房審議官（国際担当），鵜瀨経済取引局長，野口取引部長，中島審査局長

4. 議題

東日本大震災に伴う公正取引委員会の対応について

電子書籍を巡る最近の動向について

競争政策研究センターの活動状況について

伊藤会長 それでは，時間になりましたので，「第 191 回独占禁止懇話会」を開催したいと思います。

会員の皆様におかれましては，お忙しいところ，お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議題は三つございます。

1 番目は，「東日本大震災に伴う公正取引委員会の対応について」，2 番目は「電子書籍を巡る最近の動向について」，3 番目は「競争政策研究センターの活動状況について」でございます。

これら三つの議題につきまして，委員会の方から説明を受け，御意見をいただくことを予定しております。

本日の議題に入ります前に，公正取引委員会において委員の交代がございましたので，事務局の方から御紹介いただきたいと思います。

鵜瀨経済取引局長 2 月に後藤晃委員が退任いたしまして，3 月 5 日に小田切宏之委員が着任しておりますので，紹介させていただきます。

小田切委員 このたび委員に就任いたしました小田切でございます。よろしく願いいたします。

伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは，早速，最初の議題に入りたいと思います。「東日本大震災に伴う公正取引委員会の対応」につきまして，東出経済取引局総務課長から御説明

をお願いいたします。

東出経済取引局総務課長 経済取引局で総務課長をしております東出でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、「東日本大震災に伴う公正取引委員会の対応」について御説明いたします。独禁懇 191 - 1 と番号が振ってあります資料に沿いまして御説明いたします。震災の関係の対応では、複数の課が分担していろいろな施策を行っているのですけれども、説明の便宜上、私からまとめて報告させていただきます。

資料を1枚めくっていただきまして、1ページでございます。東日本大震災に伴いまして、当委員会が「できること」、「したこと」、大きく分けて二つの観点から整理できるかと思っております。

救援、復旧、節電等におきまして、事業者あるいは団体でいろいろな対応を行うときに、独占禁止法上の懸念なく、安心して行えるようにという面からの明確化ということが一つ目の柱です。

被災地等の中小事業者あるいは下請事業者に不当な不利益が及ばないようにという未然防止を二つ目の柱と整理しております。

一つ目の柱ですけれども、いくつかございまして、2ページです。

最初に行いましたのは、道路が分断されているとか、いろいろありましたので、被災地への救援物資の配送を業界で調整していいかどうかという話でございます。これにつきましては、被災地への救援物資の配送について、ルートとか、どういう事業者が担当して運ぶかということの調整については問題がないということをも3月18日に公表いたしまして、その面での不安がないようにしております。

実際にどういう形で公表したかというのは、3ページに現物を付けてあります。

次に、4ページですけれども、復旧・復興に必要な資材を確保するとか、サプライチェーンが切れてしまったときにそれをどう修復・対応するかということについて事業者間で協調して行っていくときに、独占禁止法上の懸念でためらうことのないようにという関係です。これにつきましては、東日本大震災に関連するQ&Aを作りまして、その中へ関連するQ&Aを入れて、随時更新ということで、独占禁止法上の考え方の透明化、明確化を図っております。それとは別に、個別の相談に対する対応もいたしております。

5ページには、Q&Aで次のような問いを抜粋して挙げております。

例えば、物資が不足するのでお客さん1人当たりの販売個数を何個までという制限を付していいかという話や、工場が止まってしまったときに競争事業者に代替生産を頼めるかという話について、こういう場合は問題がありま

せんということを確認しております。

それから、個別の相談につきましては、なかなか公表できない話もあるのですが、探しましたところ、2011年版ものづくり白書の方に関係のコラムが載っておりましたので御紹介させていただいております。これは、LPガスの供給機器の関係でございますけれども、一番下の方に下線を引いておりますが、独占禁止法上の懸念があったので、公正取引委員会に必要な確認をしたところ、その翌日に答えをもらったので、懸念が払拭できたということで評価いただいておりますので、手前みそでございますけれども、御紹介させていただいております。

次は7ページで、節電対策です。夏の時期に電力不足ということで節電が行われたわけですが、その際に業界全体で輪番休業を行うという話がありました。そういうものも含めまして、こういう形であれば、独占禁止法上問題なくできますということを「業界団体等における夏季節電対策に係る独占禁止法上の考え方」という形で公表しました。また、その関係での相談ダイヤルというものを特に設けまして、相談に対応したということでございます。

8ページには、その節電対策に係る独占禁止法上の考え方を、一部分を抜粋した形で付けております。右下に例3がありますけれども、こういう形の輪番休業も業界全体で実施できますということを紹介しております。

9ページは、二つ目の柱であります中小事業者等への不当な不利益転嫁の防止ということでございます。これは、津波で流されてしまった、あるいは放射能の関係で余分な検査をしなければいけないという負担が、中小企業あるいは下請企業に不当に転嫁されないようにということです。これも当委員会のホームページ上の東日本大震災に関連するQ&Aの方で、こういうことは問題になり得ますということ、PRしております。

10ページに、そのQ&Aを抜粋しています。被災したスーパーが店の棚の原状回復を納入業者に要請することは問題ないかという話を、例として挙げてございます。

以上が、簡単でありますけれども、震災時からこれまで行ってきたことでございます。

11ページですが、将来に備えて、緊急時にサプライチェーンが途切れた後の修復において、事業者等が独占禁止法上の問題を生じることなくどのようなことができるかをあらかじめ明らかにしておくことが有益であると考えまして、また震災等があっては困るわけですが、万が一、そういうことがあったときにスムーズな対応ができるよう、事業者や事業者団体の方、あるいは関係省庁からいろいろ照会をいただいた事例を踏まえて、緊急

時にはこういうことが独占禁止法上問題なくできるという想定事例を今回新しく作っております。20 ページの別紙 3 を御覧いただきたいと思います。これが今回取りまとめました「震災等緊急時における取組に係る想定事例集」でございます。

1 枚めくっていただきますと、この事例集がどういうものかという簡単な解説が出ております。

上から三つ目のポツですけれども、今後、独占禁止法上の問題を生じることなく速やかに対応することができるよう、事業者等から実際に照会のあった事例を基に、今後の事業活動の参考となるよう分かりやすくするための修正等を行っておりますが、事業者等の緊急時の行動について、独占禁止法上どう扱われるかということを整理したものでございます。

次のポツにありますように、基本的に、この事例集に載っているものについては、独占禁止法上問題とはならないものです。

注意点については、下の方に書いてありますけれども、説明を省略させていただきます。

また、具体的にどんな事例を挙げているかにつきましては、時間の関係もありますので、いくつかピックアップして御紹介させていただきます。

1 枚めくっていただきまして、1 番目の自動車用部品の想定事例です。これは、事業者と所管省庁が関係しているパターンの例です。どういうものかといいますと、自動車を作るのに不可欠な 部品、これは 2 次部品でありますけれども、それを作っている日本で唯一とっていい工場が被災してしまって、その生産が止まった。その部品については在庫分しかなくて、それが切れてしまうと自動車が作れなくなってしまうという状況が発生してしまいました。2 次部品ですので、1 次部品メーカーがその 2 次部品を確保しようと頑張る。自動車メーカーは、1 次部品メーカーに確保してもらわないと車が作れなくなってしまうので、生産能力が回復するまでの間に取り合いが起きて、そのために自動車の生産計画に見合わない形で部品の供給が偏在してしまう。その結果、自動車の生産が過小になってしまうことが懸念されるという事例を想定しております。

これにつきましては、所管省庁が生産計画に沿っているいろいろヒアリングをして、 部品を作っている A 社に、こういう形で部品を供給してくれないかということをや請することも考えられるわけですけれども、A 社の方は自社の判断で 1 次部品メーカーに関して、従来の購入実績によって比例配分で割り当てて供給したという想定例でして、生産工場のラインが復旧した場合には、比例配分をやめることが前提です。こういう供給の仕方につきましては、1 次部品メーカーへの数量が固定されてしまうわけですけれども、A 社とい

う個別の会社が自らの判断で行っておりますので、独占禁止法上問題になるものではありませんということをお知らせしております。

ちょっと飛んでいただきまして、次に 33 ページです。これは、事業者団体と都道府県が関係するパターンの例です。

こちらは X 協会というプレハブ建築メーカーの団体ですが、緊急時災害救助法が適用されるような災害が生じたときには、都道府県から協力を求められることから、都道府県といわゆる災害協定を結んでいたという想定です。災害が起きたときに仮設住宅を作らなければいけない、その仮設住宅を作るに当たって、都道府県が入札ではなくて随意契約でどこと契約するかを決めるときに、どこのプレハブメーカーに頼むかについて、X 協会の方にあっせんしてもらえようようにしてある例です。

この前提といたしましては、X 協会の方は、被災した県の要請に応じてあっせんするわけですが、県は X 協会から紹介された会員以外のプレハブメーカーとも契約することができる。X 協会の会員の側も、協会に紹介されていなくても県に売り込むことができる。また、仮設住宅の需要が満たされた場合には、県へのあっせんを終えるというのが前提です。

これにつきましては、X 協会の行為は、県がどのメーカーと契約するかの選定を支援すること、あっせんすることにとどまりまして、いろいろな情報を会員に流すということではありません。また、会員の方が独自に活動を行うことを制約するものでもありませんので、数量とか取引先について、会員メーカー間で共通の意思が醸成されない限り、独占禁止法上問題になるものではありませんということをお知らせしております。

またちょっと飛んでいただきまして、39 ページです。これは、役所も団体も出てこなくて、事業者同士の連携のパターンです。

こちらは、セメントの例を挙げておりますけれども、工場が被害を受けて低熱セメントを A 社が作れなくなった。そうすると、取引先の生コンメーカーに供給責任が果たせなくなるということが生じますので、同業他社から低熱セメントについて個別に生産を依頼して、そこで作ってもらって納めるという想定事例であります。

これにつきましても、A 社の方から競合他社に提供する情報というのは、代替生産をしてもらうために必要な情報に限られるということであって、セメントメーカー間で低熱セメントの供給価格とか数量についての情報が共有されるということではございませんので、通常の OEM と同様に考えて、独占禁止法上問題はありませぬということをお知らせいたしました例です。

時間の関係もありますので、中身の説明は以上にとどめさせていただきますけれども、このような想定事例を取りまとめましたので、今後、万が一の

ときには活用していただければということで御紹介させていただいたものです。私からは以上です。

伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見などがございましたら、御自由に御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

石井会員 まず、公正取引委員会で東日本大震災の当時、最初から、3月からこういう素早い対応をしていただきましたこと、大変感謝申し上げます。と申しますのは、サプライチェーンが寸断して、企業はほとんど機能しないような状態で大変混乱しておったと思うのです。そういうときに、取引を具体的にやっていく中で、今お話いただいたような Q&A とかガイドラインを震災直後から随時作っていただいて、我々企業側に方向性といいますか、共同行動をする上でのいろいろな指針を与えていただいたということは、本当に感謝申し上げます。

我々商工会議所としても BCP を作って、そのためのいろいろな援助をするということをして、絶えず、今でも行っておりますけれども、あわせて、今日いただいたような想定事例集というものを各商工会議所に配布して、周知徹底してまいりたいと思っております。

こういう想定もできないようなことが今後も起こることも考えられますので、是非、今後とも緊急事態に対応できるよう、公取及び各関係省庁と緊密な連携をしていただいて、なるべく被害が起こらないように備えていただければ有り難いと存じます。以上でございます。

伊藤会長 ほかにどなたか。どうぞ。

三村会員 こちらは、大変いい整理になっていると思います。実は、若干次元が違うかもしれないのですが、医薬品流通で起こったことで申し上げておきたいなと思ったことがございます。

一つは、いわゆる緊急の医薬品に関しては、かなり準備等もできておりましたし、それに対して企業とか県の関連で供給体制はうまくいったようなのですが、想定外の医薬品も出てきたという話があったときに、工場が被災した関係で、全体として供給は不足していなかったのですが、在庫偏在があった。この中にあるように、顧客に対して供給調整しないといけないという話もどうもあったようです。それは現場の方でうまくおやりになったということなのですが、想定外という話が常に起こり得る。一月か二月ぐらいで回復したようなのですが、そういう話もございます。

もう一つ、必要な薬剤がいろいろ出てきたということで、例えば薬局における在庫や病院在庫も使ったらいいということをして厚労省が通達されたのですが、日ごろ、そういったことを連携されたり、情報共有されていませ

んでしたので、すぐにはそれができないという話があります。

今後、いろいろな状況が起こり得ますので、少し事前にいろいろな形で仕組みを作るとか、それに向けてのいろいろな話し合いがあっていいのではないかという話が出てきているわけです。そうしますと、こちらの話と少し次元が違うかもしれませんが、緊急用の供給体制づくりのために、事前にいろいろと業界とか、あるいは当然県が入ってということではあるのですけれども、そういう活動を行っていく必要があると感じております。そのときに、公正取引委員会の方でも少し御配慮いただければということでございます。以上です。

伊藤会長 ほかにどなたか御発言ありますか。では。

神田会員 迅速に Q&A が出されたり、相談に応じたりということで御報告があった中身をお聞きしますと、いろいろな対応がなされたということが分かるのですが、それを私たちのところでは、この間、そういったことが功を奏して、問題なく過ごしてきているのか、あるいは悪質な問題も何かあったのかどうか。その辺はどうだったのでしょうか。

東出経済取引局総務課長 悪質な問題というのは、例えば被災した関係で物資が不足して、便乗値上げのカルテルが行われたというようなことかと思うのですけれども、具体的にそういう例は承知しておりません。

伊藤会長 ほかにどなたか。どうぞ。

舟田会員 今日の話は緊急時の対応ということで、結構だと思っておりますけれども、現在は一種の復興特需みたいな状況にあって、需要は大量にある。特に公共工事、瓦れき処理等、いっぱいあって、予算もそれなりに付いている。しかし、供給の方はむしろ追い付かないという状況の中で、新聞報道等ですから怪しげなのですけれども、地方自治体等の実施する入札において一部不調が続く。予定価格がそもそもなかなか立ちにくいこともあるのでしょうかけれども、あるいは総合評価方式なので、価格は一本にして、技術点などのその他の点数で決めることが行われているということも仄聞いたします。

今日は、だからどうのということではないのですけれども、今後はこういう緊急時のことと同時に、その後の復興過程における競争政策の在り方ということについても御検討いただければと思います。

伊藤会長 ほかにどなたか御質問、御意見ございますか。

佐野会員 迅速な対応ができたと思っています。ただ、例えば食品関係でありますと、緊急時にラベルを作っている会社が被災されたとか、容器を作っている会社が被災されたということで、ラベルと中身が違ったものでもいいからお水は供給しなければならないということで、しばらく数か月の間ですが、一般的に言う法律違反でも供給しなければならないことがありました。

今の御説明だと、全て独占禁止法上、問題はないとのことでした。それは非常に重要なことだと思うのですが、本当の緊急時には、独占禁止法上、少しぐらい違反しても何とかできるようなことも、将来のことを考えたらもう少し研究していただきたい。

それから、他省庁との連携は、これから正にどんどんしていただきたいと思いますし、この報告にもあるように、将来の緊急時に備えた対応というところは、事業者、事業者団体、消費者も交えて、いろいろな連携を組めるような形で、今からは是非検討していただきたいと思います。

伊藤会長 ほかによろしいですか。事務局の方から特に追加はよろしいですか。

東出経済取引局総務課長 いろいろ御指摘いただきましたけれども、それを踏まえて、今後検討していきたいと思います。

伊藤会長 それでは、次の議題に行きたいと思います。引き続き、「電子書籍を巡る最近の動向」につきまして、山田取引企画課長から説明をお願いします。

山田取引企画課長 取引企画課長の山田でございます。最近、電子書籍を巡る報道、新聞とかテレビあるいは雑誌でよく目にするようになってきております。私どもでは、基本的には報道等から得られた情報を基に、電子書籍を巡る現状と、現時点における競争政策上の留意点を取りまとめましたので、それについて御紹介したいと考えております。お手元の独禁懇資料 191 - 2「電子書籍を巡る最近の動向について」という資料です。

ページ番号が右上に振ってございますが、その1ページ目には、電子書籍市場の概要ということで、まず、これまで「電子書籍」と呼ばれているものについての歴史を簡単に書いてあります。

平成2年頃ですが、携帯型の情報端末で文字や画像を読むという商品、例えばCD-ROM版の辞典とか電子辞書が市場に出回り始めました。この頃は、まだオフラインで商品が供給されていましたが、平成13年ころはブロードバンド元年と呼ばれて、ADSLとか光通信といったインターネット環境が非常に整備されてまいりました。それに伴って、今まで電話で物を買うという通信販売のスタイルが変わり、インターネットで物を買うということが一般化し、この頃からパソコンで書籍を読むという習慣が少しずつ始まってきたわけです。

その2年後、平成15年頃には、携帯電話を通じていろいろな書物あるいは漫画、コミック等を読むというスタイルが生まれまして、その翌年ぐらいから電子書籍用の専用端末あるいは多機能型小型端末、通常タブレットPCといわれておりますが、こういったものが開発され、現在に至っているところです。

次に、では電子書籍というのは一体どういうものをいうのかということに

ついて記載しております。

実のところ，電子書籍について，はっきりとした明確な定義というのは今のところございません。人によって若干のジャンル分けが違っているところもございますが，一般的に考えられているところでいうと，インターネット上でのブログあるいは CD-ROM 版の辞書・白書，あるいは，内容は電子情報であっても，例えば書店の機械を使って紙に印刷して読むようなオンデマンド印刷，それから，オンラインカタログといったものは，一般的には電子書籍とは呼ばれておりません。

こういったところから類推するに，電子書籍と呼ばれるための条件とは何だろうか。あくまでも一般的な条件ということですが，まず既存の書籍や雑誌に代わる文字・図画情報であること。そして，オンラインによって提供される，特に有料で販売されているもの。次に，電子端末によって閲読される。紙で読むわけではなくて，電子端末で読んだり見たりするというではないか。

こういった条件から，電子書籍に不可欠な要素というのは，例えば端末にどういう形で表現するか。そして，オンラインで購入するということから，情報通信網を通じた配信。そして，リーダー，閲読用の端末機器，さらには，中身といったものが電子書籍に不可欠な要素なのではないかと考えているところです。

3 ページ目，我が国における電子書籍市場の特徴です。

平成 22 年度末でみると，我が国では，電子書籍市場は 650 億円ぐらいの規模になっております。日本の電子書籍の特徴というのは携帯電話からスタートしておりまして，今でもいわゆるスマートフォンを含む携帯電話向けのものが主流です。現状の電子書籍の売上げの約 9 割が携帯電話向けといわれております。また，コンテンツの中身も漫画が多いところが特徴です。

他方，アメリカでは，アマゾンがキンドルというものを発売しているのですが，このキンドルというのは電子端末です。アメリカでは，その発売を契機として急速に市場が拡大しておりまして，日本と違って携帯電話ではなく，専用端末やタブレット PC を用いるものが主流です。2011 年末，昨年末現在の推計では，卸売価格ベースで約 10 億ドルです。実は，末端価格というのは，この卸売価格を 2 倍すると大体の金額が推定されるといわれておりますので，その意味で昨年末時点では日本円にして約 1600 億円という推計がございます。

こういったものを図式化したのが 4 ページ以降でして，我が国の電子書籍の市場規模をグラフ化したものが 4 ページにあります。

御覧いただきますと分かりますとおり，棒グラフの青い部分が携帯電話向けの市場規模で，今のところこれが圧倒的に多いのですが，2009 年度からは赤い

部分，新たなプラットフォーム向けと書いてありますが，要するに，新技術を用いた新しい端末を想定した電子書籍の市場規模が少しずつ大きくなってきていることが分かります。

黄色い部分は PC 向けでして，こちらの方はだんだん減ってきています。

アメリカの方はどうなっているかというところ，これは 5 ページ目に出ておりますが，圧倒的に専用端末，あるいはタブレット PC 用になっております。2009 年から 2010 年，2010 年から 2011 年，倍々ゲームで増えております。2010 年が 4 億 4100 万ドルですので，これを 80 円換算して，更に 2 倍すると市場価格として 700 億円を超えておりますので，この辺りから日本を超えたといわれております。

そして，6 ページのグラフは，将来の予想ということとして，携帯もだんだんと下がって行って，恐らくは新たなプラットフォーム向け電子書籍市場というものが圧倒的になっていくだろうと予測されているところです。

7 ページは，どのようにして電子書籍を表示させるかというフォーマットの問題です。

現在，フォーマットについては複数の規格が併存しておりますが，各フォーマット間での互換性はございません。

また，日本と欧米とでは規格の採用状況が異なっておりまして，日本ではシャープが開発・提唱した「XMDF」という規格が主流になっております。このほか「.book」という規格も利用されております。他方，欧米では，「EPUB」という規格が主流になっておりまして，このほかアマゾンが提供するキンドルという端末では「AZW」という独自の規格が採用されております。

これらの規格，フォーマットについては，国際的な統一規格が存在していません。日本で主流の「XMDF」は，国際機関によって承認を受けた公的規格ではありますが，海外ではさほど普及していないのに対し，「EPUB」は，公的規格ではありませんが，日本ではなくて英語圏を中心に事実上の標準となっております。

これらについての特徴を 8 ページに表としてまとめております。

例えば「XMDF」ですが，国内においては事実上の標準であり，国際的には公的規格となっております。記述フォーマットとしてはオープンというのとはどういう意味かと申しますと，書籍化する上で「XMDF」に落とし込むのには無料ですが，これを売る場合にはシャープに利用料を払うことが必要になります。また，日本の会社が開発したフォーマットですので，日本語特有の表現が可能となっております。

また「.book」についても，日本で開発されたフォーマット，規格ですが，「XMDF」に比べてインストールが簡単，容易だという特徴があります。

他方、海外で主流の「EPUB」については、英語圏を中心に事実上の標準でございまして、昨年出されたバージョン3というものがありますが、これについては日本語表現にも対応しております。

「AZW」については、繰り返しになりますが、アマゾン用の端末向けに開発された形式です。

9 ページでは、その互換性についての議論を若干紹介しております。

フォーマットがいろいろある現状において、まずは書籍の中身を中間フォーマットに一旦落とし込んで、そこから配信ストアごとに、あるいは出版社ごとに最終製品に仕立て上げる。そのために中間フォーマットというものを作り出すべきではないかという意見があります。

他方、直接中身をそれぞれ別々のフォーマットにした方が早いし、またその中間フォーマットを正確に再現できるようなフォーマットも難しい。逆に、これの開発に手間取ってしまうと、市場に出るのがかえって遅くなってしまふのではないかという両方の意見がございます。

フォーマットについての議論はこの辺にしまして、10 ページ以下が端末、リーダーについての御紹介です。

先ほど電子書籍の歴史を振り返ったところでも紹介いたしましたが、最初はパソコンが中心でした。

次に、携帯電話、スマートフォンが出てまいりました。パソコンに比べて持ち運びが便利ですが、画面が小さいという特徴があります。日本では、携帯電話、スマートフォンが主流です。

他方、専用端末ですが、アメリカでは、ほとんどが専用端末で閱讀されておりますが、我が国ではまだ余り普及しておりません。消費電力が少なく、見やすい。しかも軽量かつ低価格という特徴があります。

最後がタブレット PC。これは、よくいう iPad といったものが該当しますが、カラー表示も可能ですし、また動画も再生できる。他方、スクリーンの電気が若干明る過ぎて見にくいという話も聞いております。

11 ページの表ですけれども、主要な専用端末のうちアマゾンのキンドルについては、これは現在、日本でまだ発売されておりません。したがって、アマゾンのコンテンツを売っているストアとしてキンドルストアというものがあるのですが、日本のコンテンツはこのキンドルストアでは購入できません。

他方、ソニー系のソニーリーダー、KDDI 用の端末であるビブリアリーフ、パナソニックの UT-PB1 といったもののうち、ソニーはアメリカで使われておりますが、KDDI とかパナソニックは、どちらかという日本では使われている専用端末になっております。

次に、書籍の販売業者、通常、配信ストアとっておりますが、12 ページの図にもあるように、いろいろな配信ストアがインターネット上で営業しております、現在 800 以上あるといわれております。基本的にどの端末・リーダーでも読めるような電子書籍が売られており、今では約 20 万タイトル以上売られているといわれております。

13 ページにグラフを書いておりますが、各社それぞれの配信ストアにおける公称値を積み上げたものです。恐らく重複がありますので、必ずしも正確な数字ではないかもしれませんが、これで見ますと、それぞれの勢力分布といったものがつかめるかと思えます。資料に書いてありませんが、これは、平成 24 年 2 月時点で積み上げた数字です。

14 ページに電子書籍販売プラットフォームと書いてあります。プラットフォームというのは若干広い意味がございますが、どういう電子書籍が、どういう配信ストアを経由して、どういう端末に売られているかという一連の相関を示した図です。

真ん中の方に青い囲みで書いてあるのが電子書籍の供給あるいは販売事業者でして、例えば黄色いグループはブックリスタグループ、ピンクのところは TSUTAYA グループ、緑がガラパゴスグループ、左下が大日本印刷グループと、それぞれコンテンツの会社、そして出版社系あるいは印刷系といったところが合併を組んで、それぞれ専門のショップに商品を流しております。

また、上の方に専用端末、下の方に汎用端末とありますが、それぞれ端末別にいろいろなルートで物が売られているというところが、大体のイメージとしてお分かりいただけるかと思えます。

15 ページが取引形態です。

大きく分けると、卸売型と委託販売型の 2 種類に分かれます。卸売型というのは、電子書籍が出版社から配信ストアに卸売され、更に読者に小売がなされるということで、配信ストアが基本的に値段を決めるものでございます。普通の商品と同じような形で流通しているものです。

他方、委託販売型につきましては、どちらかというところ現在の紙の書籍の流通に似ているのですが、値段は電子出版社側が設定し、配信ストアに販売を委託するという形になっております。そして、配信ストアはその手数料、コミッションマージンを収入として得るという形態です。

16 ページが行政及び業界における最近の動きでして、平成 22 年、総務省、文科省、経済産業省の 3 省が懇談会を設置しております。その報告書に基づきまして、3 省がそれぞれの分野における取組を行っております。平成 22 年 12 月には、文科省が権利の関係の検討会議を設置し、報告書を出しております。表の方には書いてありませんが、このほか、総務省、経済産業省もいろ

いろなモデル事業を行っております。

そして、表の下から2番目に平成23年9月15日と書いてありますが、主要な出版社20社が出版デジタル機構を設立するということを公表しております。これら各懇談会、検討会、それから今申し上げました出版デジタル機構については、17ページ以降に簡単に書いてあります。

17ページが3省による懇談会の概要ですが、報告書の概要として、知の拡大再生産の実現、オープン型電子出版環境の実現、知のインフラへのアクセス環境の整備、利用者の安心・安全の確保ということで、基本的なところとしては、その電子出版物の権利は誰が持つのか、そしてその権利を誰が管理するのかということを整備することによって、電子書籍の流通の発展に寄与することが必要であるということ、他方で、日本語のためのフォーマットを共通化するとともに、これを国際規格に持っていくということ、そして、互換性を確保し、また誰がどういうタイトルの書籍を買ったかというプライバシーが守られることが必要といったことなどが報告されています。

18ページは、文科省の検討会議の概要ですが、こちらにつきましては、現在、国立国会図書館で電子化の導入が進められておりまして、こちらの公共サービスと民間部門で行われている電子書籍化の動きをどう調整するかということとともに、出版物の権利処理について、出版社、あくまでも出版の会社というよりはその出版のパーソンに権利を付与することによって、権利処理が進展する、あるいは配信事業者がかえって新規参入しにくくなるのではないかといった議論が、このところについては両論併記であったわけですが、そういった権利関係を中心に検討が行われたところです。

19ページに書いてありますのは、出版デジタル機構でして、こちらは主要な出版社の共同出資によって会社形態の機構を作り、出版物を電子化する、あるいは電子コンテンツでの保管を行うといった事業を行うことを予定しております。その他の事業内容としては、書店に対する配信支援とか、配信ストアから回収した売上げを出版社・著作者に分配するといったものも考えているということとして、参加予定出版社数を見ますと、187社、200社近くになります。日本の主要な出版社のほとんどが、この機構に参加する意向を示していると聞いております（平成24年2月29日時点）。

20ページ以降が、いよいよ競争政策との関係についての部分です。

電子書籍については、欧米ではアマゾンが先駆者的存在であり、アマゾンはホールセールモデルによって出版社と契約を結んでおりました。ホールセールモデルは、先ほどの15ページの図に書いてあります左側の方であり、書店側が価格設定権を持つというモデルです。これによってアマゾンは、紙の書籍よりも大幅に安い価格、通常紙で売られている書籍の値段の約半分以

下で電子版を提供し、市場拡大に寄与したといわれております。

それに対して、後発組のアップルは、iPad で電子書籍業界に新規参入したわけですが、アップルはアマゾンと異なり、エージェンシーモデル、出版社側に価格設定権を持たせるような契約形態で契約を締結しました。アップルがエージェンシーモデルによって契約を締結したことによって、出版社としては、アマゾンの契約もホールセールモデルから順次エージェンシーモデルに変えていったという経緯がございます。

なぜ出版社が、ホールセールではなくエージェンシーモデルを選んだのかということですが、一つには、まずアマゾンが安売りをする。これによって電子書籍は、非常に低価格であるというイメージが定着してしまうこと、そして、アマゾンが電子書籍の業界において非常に大きな力を持ってしまうということを懸念したということです。

ところで、貿易交渉で最恵国待遇を保証する条項のことを「MFN 条項」ということがありますが、アップルの契約条件でも MFN 条項が入っておりました。すなわち、アップルの契約条件では、出版社に価格設定権を認める一方で、もしも他社がアップルよりも安い価格で商品を買っている店があった場合には、アップルは、その店の価格に合わせた価格を付けることができることになっていました。このため、出版社側としては、この条項があったために、仮にアマゾンが安い価格で売っている限り、アップルとの間でも安い価格でそれに引きずられてしまうというおそれがあったと聞いております。こういった理由から、出版社は順次エージェンシーモデルに変更していったとのことです。

21 ページですが、こういった事態を受けて、欧米の競争当局が調査に乗り出しました。まず、イギリスの公正取引庁による調査が始まり、その他、欧州各国、いくつかの競争当局が調査に乗り出しましたが、それぞれ公式のプレスリリースから抄訳しております。イギリスの公正取引庁は、電子書籍の取引に関して、多くの出版社といくつかの小売業者との間で交わされている契約が競争法に違反しているおそれがあるとして調査を開始しました。

実は、EU では、加盟国の競争当局が調査をしている事件について、欧州委員会が調査に乗り出す場合には、それぞれの加盟国の競争当局と協議をして、最終的にどっちが調査するかということを決めることになっております。この場合に、欧州委員会が自ら手掛けることとなった場合は、加盟国での調査は打切りになります。今回も、欧州委員会が 2011 年 12 月、電子書籍の販売に関して、大手出版社の行為が EU 競争法 101 条に違反する協定を行っていたという疑いで正式に調査に着手し、更にアップルが関わっている可能性もあるというプレスリリースを出しております。

このプレスリリースは12月上旬であったわけですが、それと同日に、アメリカでも司法委員会反トラスト小委員会の公聴会が開かれ、その場で反トラスト局長代行が、欧州委員会あるいは各州の競争当局とも協力しつつ、電子書籍業界について、反トラスト法違反の疑いで調査を行っているということを証言いたしました。これによって、欧米が電子書籍について、今競争法違反に関する調査を行っているということが判明したわけです。

こういった状況等々を踏まえまして、あくまでも現時点においてどういうことが考えられるかということについて書いたのが、22ページです。

簡単に論点を紹介いたしますと、電子書籍は、まだ始まったばかりですが、将来的には非常に大きな市場になる可能性があるということ、そして、ネットワーク外部性とか囲い込みのロックイン効果を有すると考えられるので、今のうちに公正な競争の確保及びイコールフットイングの確保が必要である。特に現在、いろいろな関係行政機関、業界団体を中心としていろいろな活動が行われているところ、私どもとしては、例えば以下のような問題について注視していくことが必要ではないか。

最初に、電子書籍の作成・流通に係る共同事業、共同出資会社の設立とか共同事業が行われることによって、私的独占、不当な取引制限につながるようなことはないか。

次に、フォーマットに関して、競合する規格の排除、特定の規格の利用強制につながることはないか。

そして、流通に関して、値引きの制限あるいはリベートの提供の禁止といった不公正な取引方法が用いられたり、大規模な事業者が優越的地位の濫用行為を行うことはないだろうか。あくまでも例示でございますが、こういったことについて注視していくことが必要ではないかという問題提起をさせていただいているところです。

本日のこの資料でございますが、後日、私どものホームページ上で公表されることになっております。

なお、今、口頭で若干補足させていただいたことにつきましては、公表時にそこを補足した形で公表させていただくことを最後に御了承いただきたいと考えております。ありがとうございました。

伊藤会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、御自由に発言いただきたいと思います。どうぞ。

斎藤会員 今伺いました留意点、論点というのはもっともだと思っておりますけれども、ユーザーの立場からすると、つい思い出すのは、ベータマックスとVHSのビデオ戦争です。消費者はせっかく買ったものが結局全く使えなくなってし

まったとか、コンバートしないといけないという不利益を受けたわけです。今、私はキンドルを使っているのですが、これをまた買い換えなければいけないのかと思うと、基準が統一されるまで日本語版は待とうかなという気になってしまいます。私のような人が多いと、電子書籍の普及が遅れる可能性もあります。

ユーザーの利便性を考えると、今、留意点として挙げられたことを余りきちぎちとやると、かえって消費者にとってはマイナスになる可能性もあるのではないかと思うのですが、その辺りのことはどういうふうにお考えでいらっしゃいますか。

山田取引企画課長 今の御指摘は正にそのとおりでして、私どもとしては、実際のところ、競争政策上の留意点と消費者の利便性のバランスということを考えなくてはならないと思っております。ありがとうございます。

伊藤会長 どうぞ、村上会員。

村上会員 私も結論はないので、むしろ注意深く今後の動きを見てもらいたいということです。競争法関係者が注目しているのは、一つは、アメリカとヨーロッパの事件がどういうふうになるのかという点です。

それと、実際にはもう一つ案件があって、日本では、指摘されているように、国会図書館が非常に限られた書籍についての電子化を完了して、これからサービス提供を行うという段階にあります。アメリカは既に Google が図書館の図書全部の電子化を終えて、それをどうサービス提供するかというのが、著作権のフェアユースの和解で裁判所に係属しています。既に図書館の全部の本の電子化を完了して、それをどう提供するかという話です。それにゴーサインが出たら、非常に大きな変化になる。したがって、十分にいろいろな動向を注視して対応してもらいたいという意見です。

伊藤会長 どうぞ。

石井会員 今の流れからいって、日本の流れとキンドルとかの流れと、大分違う方向に行っているようです。先ほどのユーザー側から見ても、端末を制したものが、あるいは流通のルートを制したものがデファクトスタンダードになって国際標準になっていくのだろうと思うのです。そういう意味で、競争の立場に立って、いろいろな規制というものをなるべくしないようにしていただきたいのと同時に、よくガラパゴス現象という話も聞きますので、日本が流れに遅れないようにする必要があると思います。

マーケットはこれから大きくなるし、利用者もどんどんこういうものを便利と思って使っていくようになると思いますので、是非欧米の動きもよく参考にさせていただきたいと思います。以上です。

伊藤会長 どうぞ。

野原会員 発表の内容についても、それから皆さんのコメントについても共通して言われているのですが、れい明期のビジネスに対して、独占禁止法としてどう対応するかというのは重要な課題だと考えながら伺っていました。その点で注意しなければいけない点が4点ほどあると考えています。

一つ目は、18ページの後半にも書いてあるのですが、新規参入を阻害しないような環境を構築することが重要だと思います。往々にして既存の出版業界の権利を守ることに強い意思が働いて、その結果として新しい周辺ビジネスが起りにくいということが1点あると思います。

二つ目は、先ほど斎藤会員もおっしゃられましたけれども、消費者の不利益ができるだけ起こらないようにということも重要である。それは、一つは、価格競争やサービスの質の競争が阻害されないよう自由競争をしてもらおうということ。もう一つは、フォーマットの互換性をうまくとりながら、Aの本はKindleでしか読めなくて、Bの本はiPadでしか読めないということのないような状況を作っていくことは重要だと思います。

三つ目は、日本語がいろいろな意味での海外からの技術の障壁になっている面があって、今のフォーマットというのは日本語には適しているけれども、国際的にはほとんど使われていないフォーマットがたくさん出てしまっているのので、海外のフォーマットと日本のフォーマットをうまく調整しながら、グローバルな端末で日本語が快適に読めるような状況を作っていくことが重要で、そういう意味で海外技術と日本語フォーマットをどういうふうに連携させていくかということも注視しなければいけないと思います。

四つ目が、ここに出ている以外の新しい技術が、また大きく地図を塗り替えてしまうという話があるのではないかと考えています。「HTML5」が普及すると、電子書籍はどう変化するかという議論もあります。そうした技術動向との関係も注視していく必要があります。

いずれにしても、いろいろなことを余り早く決め付けてしまわないで、できるだけ自由競争ができるような形に誘導しつつ、注視していくということかなと思います。以上です。

伊藤会長 ほかにどなたか。どうぞ。

児玉会員 電子書籍を考える場合、実際には紙の本をスキャナにかけて、「自炊」と呼ばれているものがあって、それが違法コピーとしてインターネット上に巨大量に流通しているという現状があるわけです。ですから、著作権者の権利を守るために、電子書籍がきちんと著作権を守る形で健全に普及するように早急に進めていただくことが、多分、市場形成にとって必要なのではないかと考えています。

伊藤会長 どうぞ。

内田会員 電子書籍の法律問題を非常に簡潔にまとめていただいている、大変に参考になりました。全体の構成についてですが、19 ページで出版デジタル機構の話が出て、その後、欧米の調査、最後は競争政策上の留意点と論点となっています。この整理ですと、何となく出版デジタル機構について、こういう問題があるかのような印象を与えるのですが、多分、出版デジタル機構自体の問題は競争事業者間の共同事業体で、それが独占禁止法上、どういう問題があるかということを検討すべきということだと思います。

欧米の調査は、どちらかというところ、ここで見る限りでは、個別行為でもそも違法行為、共同事業に伴う競争制限的な行為があったというよりは、もう少し別な形での違法行為についての問題を取り上げているような感じがします。共同事業を競争会社間で行うことが悪いわけではなく、これには競争の促進的効果もある。当然、そういう観点で評価されると思うので、この説明の流れで誤解を受けないかなという心配を若干しています。その意味で、この並び方との関連で、競争事業者間の共同事業そのものが競争制限的だということではなくて、競争促進効果を含めて総合的に考え、その中で論点も出てくるということをはっきりさせた方がよいと思います。

ただ、実際の事業を遂行していく中で、違法行為に近いような問題が行われれば、それはそれで問題とされる。このような切り分け方を誤解のないように少し御説明いただければ有り難いと思います。

山田取引企画課長 資料の並び方によって、あたかもそのような誤解を生じさせてしまったとしたら、それは私の責任でございます。申し訳ございません。実際のところ、20 ページからは全然別の章立てになっておりますので、19 ページまでと20 ページ以降とは切り離されたものとしてお考えいただきたいと思っております。そこははっきりと申し上げさせていただきます。

実際のところ、欧米のどの競争当局もはっきりと言っているわけではないものの、報道等によれば、出版社がそれまでのホールセールモデルからエージェンシーモデルに一斉に切り換えた。それによって、電子書籍の価格が実際値上がりをした。要するに、今まではアマゾンが安く売っていたのに対して出版社側が値決めをできるようになったので、値段が上がり始めたということを取り上げているようです。

更に突っ込んだ見方をすれば、1社だけが独自に切り換えをすれば、その会社だけ価格が上がってしまうので、これはどうしても一斉に切り換えを行っていくということが必要だったのではないかということから、切り換えについての共同行為ということも一部では考えられているようです。

もう一つは、先ほど申し上げました MFN 条項と申しましうか、どこかが安売りをしているという場合には、そこに合わせざるを得ないという条項と

いうのも、反トラスト法上、問題なのではないかという指摘も一部あったように聞いております。

いずれにしましても、今、内田会員がおっしゃったように、出版デジタル機構とは別の話でございます。よろしいでしょうか。

伊藤会長 どうぞ。

高橋会員 電子書籍については、厳密な定義はないというお話で、資料2ページに書かれているわけですが、この電子書籍というのは、まだ流動的で進化していくという視点に立って、今後の動向を注視しつつ、公取としての対応を考えていくべきだと思っています。

ここで見ているものの中でも、CD-ROMに納められて販売されている辞書といっても、今は既にオンラインにつながっていて、例えばフランス語の辞書を買っても中国語が加えられるとか、どんどんバージョンアップできる状況になっています。

それから、教科書みたいなものをどう入れていくのかということも、一つの考え方だと思っています。既にアメリカでは、いくつもの教科書が電子ブック化していて、学生が何ページから何ページまで買うという、量り売りができる状況になっていると聞いておりますので、そういうことも含めて考えていくべきだと思います。

それから、欧米をよく見てというお話が出ておりますけれども、欧州の中でもフランスがちょっと違う対応をとって、電子書籍に特化した法律を作っているということですので、再販制度に関してはいろいろな考え方があると思いますけれども、少し幅広く検討していくべきではないかと思えます。

山田取引企画課長 どうもありがとうございます。一言だけお断りしておきますと、電子書籍は再販適用除外制度の対象外であるというのが、私ども公正取引委員会の見解であります。今、御指摘がありましたように、ヨーロッパのいくつかの国では電子書籍も通常の著作物と同様の扱いをしまして、法制度の違いが若干あるということは御指摘のとおりでございます。

高橋会員 いずれにしましても、消費者利益と国益にかなう形で進めていくべきだと思います。

伊藤会長 いかがですか。どうぞ。

舟田会員 15ページの取引形態の図ですが、右側は現在、キンドル（アマゾン）がこうやっているということで、配信ストアと書いてありますけれども、一種のプラットフォームではないかと思うのです。プラットフォームについては、もちろん、電子的なサービスについては、既に着うたとか楽天などの物販の場合、あるいは最近ではDeNAの問題があると思えます。

この図を見ても、配信ストア、キンドルと競争するのは、例えばGoogleで

あり、あるいは Apple であり、あるいは日本のどこかの共同プラットフォームになるかもしれません。この形だけ見ると、配信ストアが真ん中にあるので、単なる委託販売ということになるので、法的には電子出版社が契約上は読者と契約することになります。ただ、実際、報道等を聞きますと、間に入っているキンドルが契約条件をほとんど一方的に決めているといいますか、料率等において非常に強い要請をしているということです。

一見プラットフォームというと、単なる場所貸しといいますか、あるいは取引の仲介業務と見えますけれども、より強い支配力を持つようなことがあるのかなという気がいたします。その辺、何か御調査はされていますか。

山田取引企画課長 何せまだ発展途上であり、必ずしも詳細に把握しておりませんが、確かに御指摘のとおり、配信ストアは電子書籍のプラットフォームについては非常に大きな力を持っていて、恐らくは価格支配力みたいなものを持ち得るといって指摘もあります。したがって、最後の 22 ページでもちょっと触れておりますが、例えば大規模な書店や出版社に対して優越的地位の濫用。場合によっては、欧米では市場支配的地位の濫用になるのかも分かりませんが、そういったことがあるかもしれません。ですので、そういうことがないように注視していくことが必要と記載したところです。

伊藤会長 ほかにどなたか御質問等ありますか。よろしいですか。

それでは、3 番目の最後の議題、「競争政策研究センターの活動状況」につきまして、堀内経済調査室長から御説明をお願いします。

堀内経済調査室長 経済調査室長の堀内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。お手元配付資料の独禁懇 191 - 3 の資料に基づきまして御説明させていただきます。

競争政策研究センターの活動状況についてですけれども、経済のグローバル化等の経済環境の変化の中で、独占禁止法の執行や競争政策の運営を的確に行っていくためには、より緻密に経済実態や競争状況を把握いたしまして、法学的な検討に加えまして経済分析の活用を図っていくことが重要となっております。

そういった中で、平成 15 年 6 月に設置されました競争政策研究センターですけれども、今年の 6 月で 10 年目を迎えます。この競争政策研究センター、以下では CPRC と置き換えますけれども、CPRC では、歴代の鈴木興太郎所長、小田切宏之所長の指導の下、共同研究の実施とか、国際シンポジウムや公開セミナーの開催等の活動を行ってまいりました。

以下、最近の主な活動状況を紹介させていただきます。欧米におきましては、具体的な法執行におきまして経済分析の活用が進んでいるわけですが、CPRC では、共同研究や国際シンポジウムを開催いたしまして、こうした動向

を積極的に紹介しております。特に、我が国の競争政策の実務にも実証的な手法を活用した経済分析が取り入れられるように、ここ数年では実証分析に重点を置いた研究に取り組んでまいりました。

以下、具体的に御紹介させていただきますと、まず一つ目、共同研究です。

平成 21 年度以降、小田切前所長のリーダーシップの下、競争政策への経済分析の活用という統合プロジェクトをスタートいたしまして、この統合プロジェクトの下に複数の研究テーマを選定いたしまして、共同研究を実施してまいりました。

平成 23 年度、今年度は、このプロジェクトの共同研究の下に位置付けられる「企業結合の事後評価」、「競争政策で使う経済分析ハンドブック」、「カルテル規制における経済分析の活用」を含む 8 本の共同研究報告書を公表いたしました。

次に、2 ページ目、国際シンポジウムです。

CPRC では、設立以来、海外の競争当局の高官や学識経験者を迎えまして、年 1 回、国際シンポジウムを開催してきております。

平成 23 年度、今年度におきましては、去る 3 月 9 日にカルテル・談合の経済分析と独占禁止法というテーマで開催させていただきました。当日の主な議論としましては、カルテル・談合規制において、カルテル・談合の発見の段階やカルテル・談合によって生じた損害の算定の段階においては、経済分析が貢献できるのではないかという議論が一つございました。もう一つ、カルテル・談合の違反の認定の段階では、経済分析のみで違反行為を立証することは難しいのではないかという認識が示されました。

次に、CPRC の研究成果等を対外的に紹介するために公開セミナーを開催しております。平成 23 年度は 4 回の公開セミナーを開催いたしました。

1 回目は、競争政策や規制の影響分析におきまして、経済分析の重要性が高まっていることを受けまして、「競争政策・規制影響分析の発展に向けて」と題しまして開催いたしました。

2 回目は、CPRC の研究成果であります「企業の提携・部分的結合の経済分析と競争政策」の研究成果を披露するために開催いたしました。

3 回目は、中国独占禁止法の起草専門家グループのメンバーでもございました時建中中国政法大学副学長の来日を機に、「中国独占禁止法の運用状況と今後の課題」と題しまして開催いたしました。

最後、4 回目といたしまして、これもまた CPRC の研究成果になりますけれども、「流通市場における買手パワーの競争への影響」と題しまして開催いたしました。

以上が最近の主な活動になります。

3 ページの「3 競争政策への経済分析の活用」ですけれども、冒頭説明しましたように、CPRC では、平成 21 年度以降、「競争政策への経済分析の活用」という統合プロジェクトの下で、個別の研究テーマを設定し、共同研究を行ってきました。本日は、そのうちの「企業結合の事後評価 - 経済分析の競争政策への活用 - 」と、「カルテル規制における経済分析の活用」、この 2 本の概要について御説明をさせていただければと思います。

1 点目、「企業結合の事後評価 - 経済分析の競争政策への活用 - 」、これは平成 23 年 11 月に公表したものですけれども、この概要について御説明させていただきます。

企業が同業他社と合併するときに、合併の目的として、収益力の向上とか、資本市場における高い評価を得る、あるいは技術・品質・コストなどでの競争力を得る、あるいは、お客様への貢献等を標榜することが多いわけですが、この研究におきましては、そういった標榜されていることが実際の合併で果たして達成できているのかという観点から、平成 12 年度以降の合併事例を使用いたしまして、利益率、株価、研究開発費、公開特許件数及び商品の小売価格のデータから、合併の成果というものを実証的に検証しております。

以下、個別に御説明いたしますと、合併と経営成果につきましては、本研究では、合併による収益力の改善がみられたか否かをみるために、地方銀行の合併を取り上げておりますけれども、経営成果への影響を推定しました。分析の結果、全体的に見れば、合併後、経営成果が悪化したケースが多いことが分かりました。

次に、合併と株価の関係ですけれども、合併を資本市場がどのように評価したのかという点について、合併を行うというアナウンスが企業の株価に与える影響をイベント分析の指標を用いて分析いたしました。このイベント分析と申しますのは、合併が効率性を向上させ、長期的な利益を高めると予測されれば、合併の発表は株価を高め、合併がなかった場合に予測される株価の収益率を上回る収益率を超過収益率と呼んでいますけれども、超過収益率が実現されるとするものです。

本研究では、このイベント分析を用いまして、15 事例について分析いたしました。分析の結果、合併発表直後には 11 事例で累積超過収益率がプラスになりました。これがプラスになったということは、資本市場が合併を好意的に評価したということですが、1 週間後にプラスになった事例は 6 事例という結果になりました。ということから、1 週間後の時点で見ると、過半の事例におきまして、株式市場は合併の効果をプラスに評価していないことが分かりました。

次に、合併と研究開発の関係ですけれども、合併が研究開発に与える影響につきましては、経済理論では、独占的な企業ほど研究開発を行わなくなるという平穏な生活仮説というものがあります。もう一つは、独占的な企業ほど研究開発を行うというシュンペーター仮説というものがあります。従来、実証的には、合併が研究開発に対して負の効果を示している研究が比較的多くございました。

本研究では、そういったことを踏まえまして、製造業における39件の合併事例を対象にいたしまして、合併が研究開発に与える影響について、研究開発活動のインプット面として合併前後の研究開発集約度、アウトプットとして特許の公開件数を比較することによりまして、研究開発活動のインプット面、アウトプット面の両面から分析いたしました。

その結果から、研究開発集約度が合併後に上昇する事例というのは、全体の半分以下でありました。ただ、もともと研究開発集約度が高い研究開発集約型企业に限りますと、半分以上で上昇していることが分かりました。一方、合併後の公開特許件数ですけれども、こちらにつきましては、特許の出願が合併後、増加したという事例は約3割でして、研究開発集約型企业に限っても半分以下という結果が得られました。

以上のことから、合併というのは必ずしも研究開発を促進するとはいえず、医薬、機械等の研究開発集約型企业に限れば、合併後、研究開発支出が増えたケースは多いものの、特許件数にはその成果は現れていないということが、今回の研究で分かりました。

最後に、合併と商品の価格との関係ですけれども、合併によって消費者利益に与えた影響をみるために、商品の小売価格が合併の前後でどのように変化しているかというのを、家庭用風味調味料、砂糖、インスタントラーメンの3品目を対象に分析を行いました。

分析の結果、合併後、市場の平均価格は、インスタントラーメンを除く2品目では上昇しまして、合併当事会社の小売価格は3品目とも市場平均価格に比べ上昇している結果が得られました。また、合併後、家庭用風味調味料の市場と砂糖市場では、合併当事会社の売上高とシェアが、合併前の当事会社の売上高とシェアを単純に合計した値よりも減少している。一方、インスタントラーメン市場では、合併当事会社の売上高は増加しているが、シェアに大きな差はみられなかったという結果になりました。

この結果からいえることは、合併後、家庭用風味調味料と砂糖市場では、顧客奪取効果が当事者間で消滅いたしまして、合併当事会社の売上高とシェアが減少するという状況、いわゆる合併パラドックスといわれるものが現実に生じた可能性があることが分かりました。

以上を踏まえまして、本研究の実証分析の総括ですけれども、本研究が対象とした事例によれば、平均的には合併によって収益性を改善するほど効率性が向上したとはいえず、また資本市場も合併をプラスに評価したとはいえない。また、研究開発活動が促進されたともいえない。小売価格について見ますと、合併後に製品価格は上昇していたということが全般的にいえるのではないかと思います。

ただし、留意すべきことが2点ほどありまして、本研究では、合併の影響について3年から5年をみているわけですけれども、果たして合併による効率性の向上・効果が現れるには不十分な可能性もあるということ、また、本研究の分析の対象としました合併には、救済型の合併が多かったということです。

次に、6ページの「カルテル規制における経済分析の活用の研究 - CPRC ハンドブックシリーズ NO.2 - 」の成果についての概要を説明させていただきます。

この研究は、カルテル規制への経済学的な考え方や経済分析手法の活用についての理解を深めるために、理論的な分析の結論を踏まえまして、どういった産業でカルテルが生じやすいのか。すなわち、カルテルの発生と産業の構造的要因についての実証分析を行ったものです。

本分析に用いたカルテルデータですけれども、カルテルの発生を促す産業の構造的要因及びそれを妨げる要因を実証的に明らかにするため、平成2年度から平成16年度の間公正取引委員会がカルテルを行ったとして法的措置を採りました事件のうち、製造業に関するものを分析対象としまして、カルテルの発生を促す需要及び供給要因について、それぞれ分析をいたしました。

分析の結果につきましては、7ページの表2に個別に記載しておりますけれども、この分析結果からいえますことは、一般的に産業の規模が縮小傾向にある産業、需要環境が不安定であって将来の経済環境が不確実である産業又は新たな事業を始めるに当たって多額の費用を要するなど参入障壁が高い産業では、カルテルが起きやすいということが今回の実証分析の結果、明らかになりました。

本研究では、それを踏まえて、ではどういった産業でカルテルが発生しやすいのかということで、カルテルの生起確率の予測も行っております。その結果が8ページの表3で、カルテルの起こりやすい産業を列挙しております。

この予測結果によれば、予測値の上位10産業に限れば、実際にカルテルが行われている産業が7産業含まれていることが分かります。この分析結果の活用ということですので、実務への活用方法といたしまして、競争当局が、カルテルが発生していると思われる産業を発掘又は選択する際に、有用

な指標として利用することが可能ではないかということです。

最後、8ページの4の今後の方向性というところで、競争政策研究センターの今後の方向性について2点述べてあります。

一つ目は、研究成果の分かりやすい形での紹介を行っていくことでありまして、国際シンポジウムとか公開セミナーの開催を通じて、そういった研究成果を広く社会に分かりやすい形で還元していくことが一つ。

もう一つは、実務への示唆を与える研究の充実ということで、単なる学問的研究にとどまらない、実際の実務に示唆を与えるような研究内容となる研究テーマを設定いたしまして、法学者の先生、経済学者の先生、また私ども公正取引委員会の職員との三者協働を基本に共同研究を行っていくということでございます。ちなみに、9ページに書いてありますけれども、平成24年度の共同研究につきましては、5本の研究を行っていくこととしております。私の方からの説明は以上でございます。

伊藤会長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明について御意見あるいは御質問があれば。どうぞ。

井手会員 ただ今の説明で、競争政策研究センターが積極的にいろいろな研究をされているということに対して、高く評価したいと思います。

それから、最近の訴訟で不当廉売等でも、その費用構造についての経済分析の重要性というのもだんだん出てくるようになっておりますので、こういった競争政策センターの研究というのを、今後も是非とも進化させていただきたいというのが要望です。

その上で、三者の協働でやるということですが、個人的な見解ということでも結構なので、学会とか、いろいろな雑誌に公正取引委員会の職員の方が、こういう研究成果というものを公表していくことも必要なのではないかと。研究者、学者が研究のための研究として、いろいろな共同研究に関わるのもいいのかと思いますけれども、競争政策の実務に今後どういうふうな示唆を与えるかということを考えたときに、公正取引委員会の顔というのが見える必要もあるのではないだろうか。

そういう意味で、今日のカルテルの方は、どういう産業でカルテルが起こりやすいか、そこに少ない資源で集中的に監視していくということが、一つの競争政策の実務に対する示唆だと思うのです。一方、合併の方については、どういう示唆が得られるのか。今までの合併について検証したけれども、合併の効果というものが余り得られていないというのが一つの示唆なのかなという感じがいたします。

合併のところについては、何となく研究のための研究みたいな印象を受けたので、今後もう少し競争政策の実務に関連したような研究を進めていって

ほしいなというのが私の要望です。

伊藤会長 ほかにいかがですか。どうぞ。

高橋会員 競争政策研究センターについては、予算監視・効率化チームが平成15年度からの内容を行政事業レビューで分析していたものを読みました。広く国民のニーズがあって優先度の高い事業をやっているということであるとか、効率的でコスト構造も良いということで、継続、現状どおりという評価が得られたということで、それはそれでよかったです。

ただ、広く国民のニーズがあり、優先度が高いということであれば、この内容をどういうふうに国民に知らせていくかということに関しても、もう一歩進めていただくと有り難いなと思いました。確かにホームページに入っていけば、論文も概要も読めるのですけれども、そもそも存在そのものに関して、もう少し積極的に情報発信をしていただいた方がいいのではないかと。

もしかしたら私が知らないだけかもしれませんが、メールマガジン等で、公開セミナーとか国際シンポジウム等、どういう人が参加できるのかということを知らせているのかについて、教えてほしいというのが1点でございます。

それから、良い評価が出たのですけれども、本日、御説明がありました企業結合の事後評価について、私も井手委員と全く同じ感想を持ちまして、最後の結論のところ、分析対象とした合併に救済型が多いということが書かれているのですけれども、これに関しては、今後どういうふうに使っていくのか。研究のための研究にならないためにも、実証分析の総括のところには、必ず今後の公正取引委員会の業務・実務にどういうふうにかかしていかけるのか、いけないのか。何か書いていただかないと、国民としては分からないなという印象を持ちました。

地銀の分析にしても、2000年から2006年のものを分析して、今年発表というところ、非常に時間が掛かってしまっているわけなので、もう少しスピーディーにやっていただかないといけない部分があるかもしれませんし、合併に関しては、非常に盛んであった時期と、最近下火なのではないかと思うのですけれども、相当に減っている時期もあるわけなので、場合によっては研究が役に立たないということも出てきてしまうかもしれません。

素人が誤解の多いことを発言しているのかもしれないですが、少なくともどう役に立ったのか。たくさんいろいろやりましたというアウトプットだけではなくて、アウトカムのところもしっかり書いて、国民にアピールしていただきたいなと思いました。

伊藤会長 最初、質問がありましたので、事務局から説明をお願いします。

堀内経済調査室長 公開セミナーとかシンポジウムの案内ですけれども、公正取引委員会及び競争政策研究センターのホームページがございまして、そういう

ところで案内する。もう一つは、メールマガジンに登録している方にメール連絡するとか、あるいは公正取引協会の「公正取引」という雑誌があるわけですが、そういったところで国際シンポジウムの案内をしております。

また、研究成果につきましても、全てとはいえないのですが、比較的まとまりがよかった研究につきましては、その概要を「公正取引」で紹介したり、あるいは法と経済学会という学会がございまして、そういった学会で職員が研究成果を披露するといったこともあります。

伊藤会長 どうぞ。

高橋会員 メールマガジンに関しては、アンケートなどでデータを取っていらっしゃると思うのですが、主にどういう方が読んでいらっしゃるのか、教えていただけますでしょうか。

堀内経済調査室長 主には大学の法律とか経済の先生方が多いのだと思います。

高橋会員 希望としては、もう少し幅広く、いろいろな国民が読めるような形の努力をしていただきたいと思います。

伊藤会長 ほかに。どうぞ。

及川会員 中小企業の方も、金型とか地場産地の方で合併があるのですが、3ページに出ている、「平成12年度以降の合併事例を使用し」という中の全体の件数。合併と株価のところには15件と出ているのですが、合併事例が何件で、そのうち、もし中小企業の例があれば教えていただきたいと思います。

堀内経済調査室長 これは基本的に公開会社の合併を対象にしておりますので、中小企業の合併というのは含まれておりません。

伊藤会長 よろしいですか。どうぞ。

斎藤会員 大変興味深い研究だと拝読いたしましたが、合併によって余り成果が得られていないということは、実は合併は、最適な戦略ではないのかもしれないと感じました。ディフェンシブな戦略として消極的な形で合併戦略をとった会社というのも多かろうと思います。救済型のものが多かったとお書きになっていらっしゃいますが、それは正にディフェンシブな戦略だと思います。合併をしなかったら、更に企業の価値が棄損された可能性が非常に高いケースと推測いたします。

そうしますと、衰退産業の場合には、合併することによって、期待以上の成果は得られないかもしれないけれども、企業が存続でき、雇用が守られという形での価値が生まれているとも言えるのではないのでしょうか。そういう衰退産業に関しては、合併をもっと積極的に進めてもいいのではないかという結論もあり得るかと思います。そうしますと、公取としてのお立場から、こういうものは推進し、どういう合併は余り望ましくないと、区分けをすると

きの一つの指針にもなるのではないかという気がいたします。そういう読み方をいたしました。いかがでしょうか。

伊藤会長 どうぞ。

鵜瀨経済取引局長 公正取引委員会の実務にどう役に立つかという御質問が、先ほどからございますので、一言申し上げますと、合併審査、最近では合併だけではなくて株式取得の形の方が多いのですけれども、それは独占禁止法に違反しなければ自由にできます。したがって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかどうかだけが、公正取引委員会としての判断基準ということになります。したがって、こういう合併はした方がいいのではないかといった提案は、私どもからはすることはないわけでございます。

また、衰退産業かどうかということでございますけれども、今回の共同研究の素材は、当事会社の標榜した合併目的が達成されたかどうかという形で行っておりますが、標榜した目的が目的の全てだったかどうかについては分かりませんので、もしかしたらほかにもあったのかもしれないということはいえるかと思えます。したがって、御指摘のように、衰退産業で生き残るためには合併するしかなかったという事例も、多分あるのだらうと思えますが、少なくともそういう表現をしていなかったの、その検証をしていないということでございます。

伊藤会長 ほかに何か御質問とか御意見とか。どうぞ。

川濱会員 今回の点につき少し意見がございます。合併についての研究が具体的な審査等々に役立つ形になっていないのではというお話ですが、例えば、ハンドブックのパート1の方では、合併、企業結合の審査等々において、どのように計量的なテクニックが使えるかに関する説明があります。これはアメリカやEUで使われている手法を、我が国では従来余り使われていなかったのですが、基本的に悪影響があったことの立証のために必要なテクニックが整理されています。

他方、先程話題になりました合併の事後検証で行っているのは、仮に悪影響があったとしても、以前から効率性が向上する場合には合併が正当化されるのではないかという問題に関わります。この問題は従来から議論がなされておりますが、どこの国でも、今のところそれを正面から認めて違法となりがねない合併を適法とした例は極めて少ないわけですが、しかしながら、本当に効率性の向上があれば、我が国のガイドラインではそれを勘案する余地は理論的には存在します。

効率性の問題を本当に真剣に受け止めるには第1段階として、これまで効率性の向上のために行われたとされたものによって、本当に効率性が向上したかどうかを検証することが有益です。他の事情において悪影響があったと

しても、効率性が上がるから、第1段階で消費者の不利益が立証されているにもかかわらず、それを覆そうというときには、覆すための材料を持たなければいけないはずなのです。残念ながら、それをみるすべが従来ありません。

そのためには、従来、それを標榜したものに対して、存在するかどうかを示す必要があるのです。効率性を標榜しながら、効率性を識別するための指標というものが示されてこなかった。要するに、この研究は正にそれを探求したもので、それは実践的価値の非常にあるものだろうと思います。結論として効率性の向上に役立った例が見当たらず、それを考慮することの困難さが確認されたわけです。

もちろん、今後もその中で、より良い効率性向上のためのメルクマールが見付かれれば、それに越したことはないわけですが、いずれにせよ、今後の合併審査の改善のために非常に役立つ研究なのではないかという印象を持ちました。これは意見でございます。

伊藤会長 ほかに何か御意見とか御質問とかありますか。どうぞ。

小田切委員 私、委員になりましたのが3月5日でございます。その前、3月2日までは競争政策研究センターの所長を務めさせていただいておりました。特にこの企業結合の研究につきましては、私がいわばリーダー的にやらせていただいたものですから、委員というよりも前所長という立場から、一言言わせていただければと思います。

企業結合の分析につきましては、今、川濱会員が御発言いただいたとおりでございます。企業結合ガイドライン等における効率性の抗弁ということについての議論がございます。つまり、企業結合が効率性を高める効果がある場合には、一定の条件を満たすとき考慮することがあるということをおっしゃいます。

私は、実際に効率性の抗弁に基づいて、企業結合について当委員会が判断したということはないと理解しておりますけれども、実際問題として、当事者である企業結合する企業は、これで非常に効率性が上がります、それによってイノベーションが盛んになります、あるいは価格が下がりますということを実際にプレスリリースとか IR 関係で言われるわけです。したがって、企業結合審査においても、効率性の改善ということをもっと考慮すべきだという議論をされる方が結構多い。

今回の分析の趣旨は、実際にそういうことが本当に起きているのだろうか、確かに企業はそうおっしゃるけれども、本当に起きているのだろうかということ、しっかり確認いたしましょうという趣旨で行ったものでございます。これは、CPRC が始まって2年目か3年目かと思いましたが、まだ鈴村前々所長の時代にも、1990年代の企業結合について同様の研究をいたしてお

ります。今回、2000年代についてもやるべきだろうということで行ったということでございます。したがって、この研究は当委員会の政策上も、非常に実践的な意味の高いものだと私は考えております。

いろいろと御指摘をいただきましたけれども、一つは、実際には分析をするという形でいうと、例えば公開されているデータでしか、我々としては分析することができない。したがって、例えば有価証券報告書が出ているとか、そういうところでしかなかなか分析できないものですから、先ほども御指摘ございましたけれども、中小企業についてはなかなか行うことができない、上場企業に限らざるを得ないというのが、サンプル数が減っている理由です。

それから、もっと最近の時点のものをしっかりやるべきだという御指摘もいただきましたけれども、これは企業結合した後の効果をみるという形でみておりますから、企業結合してから何年かしたときに、実際にどうなっているかという状況をみななければいけないわけですね。ですから、最近やったものというのは、まだ結果が出ていないということなので、どうしても数年前までの企業結合に限って分析せざるを得なかったということでございます。

それから、衰退産業であるとか、産業の状況等も考えなさいという御意見もいただきましたけれども、これもしたがって、収益性の比較等々をする場合には、同様の産業であって、同様のいろいろな状況にある企業で、片方は企業結合した、片方は企業結合していない企業を比較しております。そういう意味で、衰退産業で企業結合を行っているところと、衰退産業で企業結合をしていないところを比較するという条件にしていますから、衰退産業でも企業結合をしたら効果はありませんでしたという結果が得られたと解釈しております。

そのような形で今回は分析いたしておりました、これにつきましては、昨年3月に行いました国際シンポジウムでも発表いたしまして、多くの方に関心を持っていただいたと思っております。

もう一つ、御意見としていただきました、もっと幅広い形で公表して多くの人に見ていただきたいというのは、正に私どもも思っておることでございます、どういうやり方でこれを公表すればいいかということで、事務局の方もいろいろなところにコンタクトをとって広める、あるいはいろいろなところに載せてくださいという形をお願いしておりますけれども、皆様の方から、是非こういうところにも連絡をとってみたいのではないかとということがございましたら、事務局の方に教えていただければ大変有り難いと思っております。

国際シンポジウムにつきましては、このために日本経済新聞社との共催と

いう形をとっております。したがって、日経新聞に、今回の国際シンポジウムにつきましても、2月前半ぐらいでしたか、1面にシンポジウムの案内を出してもらっております。それから、今回の国際シンポジウムでも記者及びカメラマンが来ておりましたから、多分1か月後ぐらいじゃないかと思えますけれども、日経新聞上に、今までの例でいうと、2面を使った形で大きく国際シンポジウムの概要を紹介してもらえと思えます。

実は、昨年3月に国際シンポジウムを行ったときもそういうことが予定されておったのですけれども、何分にも大震災が起きたものですから、新聞はとにかく震災記事で埋まってしまうので、昨年につきましては、そういう形での特集記事が組まれなかったというのが残念ではありましたけれども、今回はそういう形で掲載していただけたらと思っております。繰り返しになりますけれども、いろいろな形でもっとPRしたいと思っておりますので、具体的にこういうところに連絡をとっていただけたらという御示唆をいただくと、大変有り難いと思っております。

ちょっと差し出がましいですが、追加的にお話をさせていただきました。

伊藤会長 ほかにどなたか御発言ございますでしょうか。はい。

岸井会員 感想みたいになってしまうのですけれども、こういう形で実証分析に重点を置いて研究されているという意味では、私どもも非常に勉強になっております。先ほど、研究のための研究になっているのではないかという御意見がありましたけれども、私の専門は法律ですけれども、法律の研究者から見ても、個々の産業分野について経済データを大量に集めて、それを解析しなければいけないわけです。ですから、そういう作業をこれだけ組織的にやっているところは、なかなかないのではないかと思います。そういう意味で、私は非常に高く評価している次第です。

もう一つ、先ほど井手先生が実務への示唆ということをおっしゃったので、私、法律なので、タイトルには経済分析の活用を目指すと書いてあるのですけれども、最後の9ページの今後の共同研究を見ますと、1番目がEU国家補助規制。これは、行政の補助金の話です。それから、下から2番目は、カルテル事件における立証手法の検討。これは訴訟法あるいは事実認定に関する手続的な問題が出ておまして、実務への示唆という点では、経済分析だけではなくて、法律的な視点からの分析というのも非常に重要です。そういうものも積極的に取り上げられていると思っておりますので、そういうものも一つの柱として研究を進めていってほしいと考えております。以上です。

伊藤会長 ほかに御発言ございますでしょうか。よろしいですか。

では、まだ少し時間はございますけれども、一応、皆さんに御発言していただいたということでございますので、本日の討議はこの辺で終了させてい

ただきたいと思います。

最後に、竹島委員長から御発言をお願いします。

竹島委員長 今日長時間ありがとうございました。

小田切委員が就任直後なのですが、今日は大変タイムリーなテーマだったものですから、私よりも適任者がコメントしていただきまして、私からは具体的に申し上げることはございません。もしよろしければ、今日のテーマに限らず、当委員会に対する御意見なり御質問があればお聞かせいただきたいと思います。ありがとうございます。

伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。次回会合の日時等につきましては、追って事務局から御連絡差し上げることにします。本日は、どうもありがとうございました。